

循環型社会形成推進地域計画（案）について

関係市町の区域における3R推進のための施策を取りまとめる計画として、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

1 計画（案）の概要

(1) 名称

盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画

(2) 計画期間・目標年度

- ・ 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- ・ 目標年度 令和10年度

(3) 循環型社会形成推進のための目標

令和10年度の関係市町の区域における一般廃棄物の総排出量の目標値 150,354 t

※ 令和元年度実績 171,744 t との比較で、21,390 t（12.5%）の減量を見込む。

(4) 施策の内容

ア 3Rの推進

関係市町が主体となり各市町における3R施策を実施するとともに、関係市町が相互に連携し、有効な施策の調査・研究を行うなど、圏域における3Rの推進を図る。

イ 処理施設等の整備

ごみ処理広域化に係るごみ焼却施設及び廃棄物運搬中継施設の整備事業を進めるとともに、施設整備に関する計画支援事業を行う。

2 循環型社会形成推進交付金について

地域計画に登載する一般廃棄物処理施設の整備事業は、循環型社会形成推進交付金（交付率1/3～1/2）の交付申請対象事業として取り扱われる。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画案パブリックコメント

11月 国への地域計画案提出

令和5年3月 地域計画承認